

## 野田村

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月7日	<p>1 県道の整備促進について</p> <p>東日本大震災の大津波により、国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となり、救援活動に支障をきたしたほか、生活道路としての利用が閉ざされ、住民生活にも支障をきたしたところであり、</p> <p>そのような中、主要地方道野田山形線につきましては、村中心部を通過していた一部を浸水想定区域外に付け替える等の整備をいただいたところではありますが、当該路線は、県としても内陸部と沿岸北部を結ぶ重要な役割を担う幹線道路と位置付けていることから、引き続き、狭隘部分の拡幅整備を進めていただきますよう要望いたします。</p> <p>また、県道野田長内線（広内～中沢地区）は、震災後数日間にわたり通行不能となったほか、低気圧などによる高潮の際にも通行に危険な状態となり、迂回路にも苦慮しております。地元住民からの強い要望もあることから、災害に強い道路として嵩上げなど早急に整備していただきますよう要望いたします。</p>	<p>1 主要地方道野田山形線の狭隘(きょうあい)部分の拡幅整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>2 一般県道野田長内線の御要望区間については、波浪による越波対策として、現道沿いの区間に消波ブロックを平成26年度までに設置したところですが、その後も越波による通行止めが発生していることから、通行止め時に広域迂回が必要になることなどを踏まえ、対策工の詳細設計を実施し、令和2年12月に、工事着手しました。引き続き、計画区間の早期整備に向けて取り組んでいきます。(A)</p>	県北広域 振興局	土木部	A : 1 C : 1

7月7日	<p>2 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備について</p> <p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 震災で破壊された海岸防潮堤の復旧事業が進められておりますが、被災地の安心・安全なまちづくりや早期の住宅再建を図る上で、防潮堤・水門などの施設の早期完成と国道45号の嵩上げを要望いたします。</p> <p>(2) 下安家地区の津波・洪水対策について 下安家地区は明治29年の大津波の際に死傷者、行方不明者を多数出したことから、以来、地区住民は地震発生の際津波への恐怖心を募らせており、県においては平成17年度から当地域の津波対策を検討されているところであります。 しかし、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられていない状況のまま、東日本大震災大津波のほか、平成28年に襲来した台風第10号により、村道や家屋のほか、さけ・ますふ化場施設など、流域一帯が甚大な被害を受けました。 復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策がなされているものの、地域住民や漁業関係者は依然として津波や洪水への不安を募らせている状況であり、水門等の津波対策や河川、さけ・ますふ化場への洪水対策などを早急に講じていただきますよう要望いたします。</p>	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 野田湾の津波・高潮対策については、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業を令和2年度内に完了する予定です。 また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工しているところであり令和2年度内に完了予定です。(A)</p> <p>(2) 下安家（しもあつか）地区の津波・洪水対策について 下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところであり、津波対策については、数十年から百数十年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところですが、 一方で、東日本大震災のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を考えておりますのでご理解願います。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えております。(C) また、洪水対策については、台風第10号の出水により浸水被害を受けた家屋等を守るため、検討を平成30年度から進めており、令和2年度は詳細設計業務を実施しております。 検討にあたっては、地形的な特性や土地利用状況を考慮しつつ、貴村や地域の方々の意見をいただきながら進めているところです。(A)</p>	県北広域振興局	土木部、林務部	A：2 C：1
------	--	---	---------	---------	------------

7月7日	<p>3 海岸保全対策について</p> <p>本村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施していただいておりますが、特に、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しております。</p> <p>十府ヶ浦海岸においては海岸防潮堤への影響、野田玉川海岸においては海岸に隣接する三陸鉄道リアス線、玉川野営場、村道等の崩落に繋がる恐れがありますので、早急に対策を講じていただきますよう強く要望いたします。</p> <p>また、砂浜の再生につきましても、早急に対策を講じていただきますよう要望いたします。</p>	<p>十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和2年度内の完了を目指し水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事を進めています。(A)</p> <p>砂浜の侵食については、施設完成後の汀線の状況を注視しながら、貴村及び関係機関と調整し、対応を検討していきます。</p> <p>野田玉川海岸については、まずは現状を把握するため令和元年度に測量調査を実施したところであり、令和2年度も引き続き調査を実施したところであります。また、毎月実施している海岸パトロールと併せて、今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。(C)</p>	県北広域 振興局	土木部	A : 1 C : 1
------	---	--	-------------	-----	----------------

7月7日	<p>4 河川の整備促進及び浸水被害対策について  (1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について  本村の中心市街地である城内地区は浸水被害多発地区であり、その対策として、本町地区から下流は既に河川整備が完了しております。</p> <p>現在、県では村の復興事業と併せ、村道前田小田川線沿いに今年度の完成を目指し二級河川明内川分流河川整備 (15m<sup>3</sup>/s) を進めておりますが、平成28年の台風第10号では、この整備区間の上流部で越流し、家屋への浸水被害が発生しております。また、令和元年の台風第19号では、二級河川宇部川において越水が確認されております。</p> <p>城内地区の浸水対策は、現分流河川整備箇所の更に上流部で計画されている分流河川整備 (60m<sup>3</sup>/s) が完成して初めてその効果 (城内地区内の計画流量15m<sup>3</sup>/s) を発揮するものと認識しております。</p> <p>台風第10号による災害の発生状況及び浸水被害状況に鑑み、現工事の早期完成と、完成後は直ちに上流部の分流河川整備に着手していただきますよう強く要望いたします。</p> <p>また、台風第19号では二級河川宇部川の堤防から越水し、家屋への浸水被害も発生していることから、堤防の嵩上げ及び法面のコンクリート被覆等対策を進めるとともに、昨年度に引き続き二級河川明内川及び泉沢川を含めた計画的な河道掘削を継続して実施いただきますよう強く要望いたします。</p>	<p>(1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について  二級河川明内川の分流河川整備については、現在、村道前田小田川線沿いに分水工及び分水路の整備を進めているところであり、今年度完了を目指しています。(A)</p> <p>明内川上流部の放水路整備については、大規模な予算が必要となる事業となるため、県内全体の事業予算枠の中で、早期の整備効果発現を視野に入れながら他河川との事業投資バランスを考える必要があります。(B)</p> <p>また、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所をから優先的に河道内の流下能力確保に努めているところであり、令和元年度は宇部川の野田地区において河道掘削及び支障木除去を実施しました。令和2年度は宇部川の野田橋上流側約400m区間について河道掘削を実施しているところです。</p> <p>宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、植生土のうによる暫定的な盛土対応を実施したところです。(A)</p> <p>今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、計画的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。(B)</p>	県北広域振興局	土木部	A : 4 B : 2 C : 1
------	--	--	---------	-----	-------------------------

	<p>(2) 旧秋田川の浸水被害対策について  本村の城内地区津波復興土地地区画整理事業につきましては、平成29年度に事業が完了したところであり、土地地区画整理事業の実施にあたり、浸水被害多発地区である城内地区の浸水被害軽減のための対策も併せて実施しているところでもあります。</p> <p>こうした対策もあり、平成28年の台風第10号では、かろうじて被害を免れたものの、この地区の浸水被害は、洪水及び波浪時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが大きく起因するものと考えられます。</p> <p>河道掘削など対策を講じていただいておりますが、暫定的措置であることから、原因調査と宇部川の水位が高くなった際に、宇部川へ強制的に排水できる等の対策を早急を実施していただきますよう要望いたします。</p>	<p>(2) 旧秋田川の浸水被害対策について  県としても、旧秋田川に係る過去の内水(ないすい)による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しており、まずは、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところ です。(A)</p> <p>また、洪水時に旧秋田川の水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策にかかる緊急性等を総合的に勘案し、事業化に向けた調査・検討を進めて参ります。(C)</p> <p>なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計(危機管理型水位計)を設置し、令和2年度には宇部川に簡易型河川監視カメラを設置するなど、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、洪水に係る防災情報の充実強化を図っています。(A)</p>			
7月7日	<p>5 北岩手・北三陸横断道路整備促進について  東日本大震災以降、県により復興道路と指定された三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線の3路線につきましては、移動時間を更に短縮した計画により整備が進められております。</p> <p>しかし、内陸北部から三陸沿岸北部を結ぶ道路整備においては、高規格道路など抜本的改良の新たな整備計画は未だ見えてこない現状であります。</p> <p>このような中、岩手県全域を俯瞰した時に、県北地域を横断する道路整備は、産業はもとより、防災、医療、観光と多面的な分野において地域の発展に寄与するとともに、県南地域の道路網との格差を是正する観点においても、必要不可欠であり非常に重要であると考えます。</p> <p>つきましては、「北岩手・北三陸横断道路」を新たに地域高規格道路に位置付け、早急に整備していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。</p> <p>県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識しておりますが、御要望の「北岩手・北三陸横断道路」については、県が整備を進めている国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、引き続き県北地域の道路ネットワークのあり方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	C : 1

7月7日	<p>6 子ども医療費助成事業に係る財政支援の拡充について</p> <p>本村では、少子化対策の一環として、高校生世代までの医療費を無料化しております。</p> <p>また、県内でもほとんどの市町村で県の基準を上回る助成を実施している状況であります。</p> <p>子育て世帯の経済的負担軽減のため、県全体で高校生までの医療費無料化に取り組むことができるよう、子ども医療費助成事業補助金の範囲について対象者を高校生まで、補助対象医療費を入院、外来すべてに拡充するよう要望します。</p> <p>加えて、国保の国庫負担金等の減額措置を廃止するよう国に働きかけ、現物給付対象者についても、対象を高校生まで拡大するよう併せて要望いたします。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況の中、市町村等と協議の上、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、現物給付の対象を順次拡大し、令和2年8月から中学生まで拡大することとしたところです。</p> <p>医療費助成については、各市町村の政策的判断の下、単独事業として拡充されてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、県の政府予算提言・要望などにおいて、国に対し、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。</p> <p>県が医療費助成の対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>現物給付の対象拡大については、新たな国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があることに加え、今般の中学生までの拡大に際しても、県内全市町村が中学生までの医療費助成を開始したことを契機としたように、これまで全県一律で導入してきた経緯があり、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において全県で現物給付を拡大した場合、利便性等の面で市町村間に格差が生じる等の影響も懸念されることから、高校生への現物給付の拡大は慎重に検討すべきと考えています。(C)</p> <p>国庫負担金等の減額調整措置の廃止については、これまでも国に対し、県の政府予算提言・要望などにおいて要望しているところであり、引き続き要望を継続していきます。(A)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 C : 2
------	---	---	---------	---------	----------------

7月7日	<p>7 被災者住宅再建に係る支援制度の延長及び拡充について</p> <p>復旧・復興事業は進捗しているものの、未だ希望する形での住宅再建ができていない被災者もあり、将来の復興に向けて、全ての被災者が公平・確実に住宅再建の各種支援制度の適用を受けることができるよう、申請期間の延長を要望いたします。</p> <p>また、現行の制度では、住宅の自力再建の場合、国の被災者生活再建支援金が最大300万円支給されますが、住宅価格の高騰等により、その効果は十分とは言えない状況であります。</p> <p>被災者の自力再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の拡充について、国に強く要請するよう要望いたします。</p> <p>[住宅再建に係る各種支援制度]</p> <p>被災者生活再建支援制度（加算支援金） 令和3年4月10日まで</p> <p>被災者住宅再建事業費補助（県） 令和3年3月31日まで</p> <p>生活再建住宅支援事業（県） 令和3年3月31日まで</p> <p>被災家屋等太陽光発電導入費補助金（県） 受付：令和3年3月10日まで</p>	<p>○ 住宅再建に係る各種支援制度の申請期間の延長について</p> <p>被災者生活再建支援金（加算支援金）については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合、国の通知により1年を超えない範囲で繰り返し再延長できることとされており、本支援金の事務を行う公益財団法人都道府県センターと協議し、令和2年1月に申請期間の再延長が必要な市町村について、令和3年4月10日までの延長が決定されました。申請期間の更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、要望があった1市のみ、令和4年4月10日までの延長が決定しています。（A）</p> <p>県の被災者住宅再建支援事業費補助及び生活再建住宅支援事業費補助のうち復興住宅新築、利子補給については、令和2年12月に、令和4年度まで2年間延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。（A）</p> <p>また、県の被災家屋等太陽光発電導入費補助については、被災者の状況等を勘案し、令和4年度まで事業を継続することとしています。（A）</p> <p>○ 被災者生活再建支援金（加算支援金）拡充に係る国への要望について</p> <p>令和2年6月10日に知事から関係省庁に対して行ったほか、これまでも国に対し、繰り返し行ってきたところですが、国では、更なる措置については、慎重な姿勢を取っているところです。</p> <p>県では、平成25年度に追加交付された震災復興特別交付税215億円を全額沿岸被災市町村に配分し、それぞれ実情に応じた住宅再建支援策を講じていただいておりますが、引き続き、国に対し、被災者生活再建支援制度の支援額の増額について、強く要望していきます。（A）</p>	県北広域振興局	経営企画部、土木部	A：4
------	--	--	---------	-----------	-----

7月7日	<p>8 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を下支えするため、岩手県と市町村が連携して家賃補助等を講じることとしておりますが、東日本大震災の大津波、台風等、度重なる災害により甚大な被害を受けてきた本村では、その復興の過程において、被災した店舗を自力再建した事業者も数多くあります。</p> <p>また、本村の基幹産業である第1次産業においても、販路の急激な減少と状況の長期化は、生産者の生活を直撃しております。</p> <p>家賃補助の対象とならないこれらの事業者においても、事業を継続する上での固定費の負担は同様に発生しており、また、災害からの復旧・復興に要した費用の返済等による経営への影響も残っている中での新型コロナウイルス感染症拡大は、事業継続への課題というだけではなく、基本的な生活を維持する上で大きな負担となっております。</p> <p>そのような状況を踏まえ、事業者を下支えする施策の拡充について、早急に検討及び実施していただきますよう強く要望いたします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策については、国、県、市町村のほか、団体や企業、地域、個人などのあらゆる主体との連携が重要です。</p> <p>県では、市町村等からいただいた意見を反映させ、新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度第1号補正予算において、中小企業の資金繰りに対する支援、第2号補正予算において、資金繰りに対する支援、休業要請に応じた事業者に対する協力金や家賃補助、県産牛肉の学校給食への無償提供、第3号補正予算において、事業者の感染防止対策や県民が県内の宿泊施設を利用する際の補助、県産地鶏肉、ホタテガイの学校給食への無償提供などに取り組んできました。さらに、第7号補正予算として、感染症対策に取り組みながら事業を継続する事業者に対する支援金支給を予算措置したところであります。(B)</p> <p>今後も引き続き、市町村等と力を合わせ、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいきます。</p>	県北広域振興局	経営企画部 (企画推進課、産業振興室) 農政部、林務部、水産部	B : 1
------	---	--	---------	------------------------------------	-------